

地方債事務のよくある質問

沖縄県市町村課財政班

－ 目次 －

- Q1 起債計画書提出時に地方債の予算措置をしていない場合、起債の申請をすることは可能ですか？ ……P 1
- Q2 国庫補助事業に係る起債で、1次協議手続きにおいて、まだ補助金の内示等がない場合、起債の申請をすることは可能ですか？ ……P 1
- Q3 起債計画書提出後に事業変更に伴い起債予定額が増額する場合、変更の申請をすることは可能ですか？ ……P 2
- Q4 起債計画書提出後に事業変更に伴い起債予定額が減額する場合、変更の申請は必要ですか？ ……P 2
- Q5 すでに契約済みの事業について、起債協議手続きは可能ですか？ ……P 2

Q&A 1

起債計画書提出時に地方債の予算措置をしていない場合、起債の申請をすることは可能ですか？

同意又は許可（以下、同意等という。）を受けるまでに予算措置予定であれば申請することは可能です。

※地方債を起こすには、地方自治法第230条に基づき、地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を予算で定める必要があります。また、予算を定めるにあたっては、地方自治法96条に基づき議決を経る必要がありますので、同意を受けるまでに予算措置が必要です。

Q&A 2

国庫補助事業に係る起債で、1次協議手続きにおいて、まだ補助金の内示等がない場合、起債の申請をすることは可能ですか？

内示予定で起債計画書を提出することは可能ですが、県から国に起債協議等予定額一覧表を提出する時点までに補助金の内示等が必要になります。

Q&A 3

起債計画書提出後に事業変更に伴い起債予定額が増額する場合、変更の申請をすることは可能ですか？

県から国に起債協議等予定額一覧表を提出した後は、国において同意等予定額協議が速やかに行われますので、増額変更することはできません。1 2月の追加要望（第2次分）で増額分を申請してください。

Q&A 4

起債計画書提出後に事業変更に伴い起債予定額が減額する場合、変更の申請は必要ですか？

公的資金を充当する事業については、国において同意等予定額のうち、起債協議等が行われなかった額を、未協議分として2次分以降に要望がある団体に再配分しているため、県から国への同意等予定額協議までに減額が確定している場合は変更してください。

Q&A 5

すでに契約済みの事業について、起債協議手続きは可能ですか？

当該年度予算で実施する事業であれば協議手続きは可能です。
なお、過年度の事業に起債を充当することはできません。
(債務負担行為に係る事業や過年度分の起債制度がある災害復旧事業などを除く)